

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	17	府 省 庁 名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	一体化法に規定する特定鉄道事業者の資本割に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 首都圏新都市鉄道株の資本金（法人事業税に係る資本割の課税標準） ・ 特例措置の内容 資本金額の2/3を資本割の課税標準から控除 		
（関係条文）	（ 地方税法附則第9条第6項 ）		
減収見込額	[初年度] — (▲ 4 0 8) [平年度] — (▲ 4 0 8) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>大都市地域における新たな鉄道の整備により大量の住宅地の供給が促進されると見込まれる地域において、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」（平成元年法律第61号）に基づき、つくばエクスプレス線を整備することとされ、その整備・運営を行う特定鉄道事業者として首都圏新都市鉄道株が設立された。</p> <p>つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば間：58.3 km）は、大都市近郊と都心部を連絡する鉄道路線であり、特に都心部において地下構造になること等から、巨額の建設費（8,081億円）を要するものとなった。このため、路線の整備にあたっては、有利子負債を軽減させ、建設費の一定割合を沿線自治体等からの多額の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）が事業規模に比して莫大なものとなっている。</p> <p>外形標準課税である法人事業税の資本割は、法人所得に対する課税ではなく外形的に把握できる法人の事業活動の規模に対して課税するものとして導入されたものである。しかしながら、首都圏新都市鉄道株の資本金は、その性質及び目的から他の鉄道事業者を含む一般的な課税法人とは大きく異なり、事業規模を適切に表しているものではないことから、資本金全額を課税標準とすることなく、本措置により適正な課税を行う必要がある。これにより、首都圏新都市鉄道株は、路線の建設に要した巨額の建設費に係る長期債務を確実に返済するとともに、持続的かつ安定的に鉄道事業を遂行し、一体化法の目的である住民の生活の向上と沿線地域（都県等）の発展に寄与していくものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金については、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、これは現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	17-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	つくばエクスプレス線の整備は、「大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（一体化法）」に基づき、政府全体あるいは国土交通省の中で優先度や緊要性の高い政策として明確に位置づけられて行われたものである。
	政策の達成目標	首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、資本金額の2/3を法人事業税の資本割の課税標準から控除する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成36年3月31日までの5年間延長
	同上の期間中の達成目標	首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、資本金額の2/3を法人事業税の資本割の課税標準から控除する。
政策目標の達成状況	首都圏新都市鉄道株の資本金については、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、これは現在においても何ら変わるものではなく、引き続き、資本金額の2/3を法人事業税の資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。	
有効性	要望の措置の適用見込み	1事業者（首都圏新都市鉄道株）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	つくばエクスプレス線は、巨額の建設費（8,081億円）の一定割合を沿線自治体等からの多額の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）が、事業規模に比して莫大なものとなっている。このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金について、資本割の課税標準からその一定割合を控除し、課税標準を事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本特例措置については、他の税制上の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	本特例措置については、予算上の措置はない。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	つくばエクスプレス線は、巨額の建設費（8,081億円）の一定割合を沿線自治体等からの多額の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）は、事業規模に比して莫大なものとなっている。 このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金について、資本割の課税標準からその一定割合を控除し、課税標準を事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として妥当である。	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成26年度 163百万円 平成27年度 245百万円 平成28年度 408百万円 平成29年度 408百万円 平成30年度 408百万円（見込）</p> <p>本特例措置の対象は一体化法に規定する特定鉄道事業者に限定されている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>課税標準（資本金等の額） 123,344,200千円（平成28年度）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>つくばエクスプレス線は、巨額の建設費（8,081億円）の一定割合を沿線自治体等からの多額の出資金で賄うこととされた結果、首都圏新都市鉄道株の資本金（1,850億円）は、事業規模に比して莫大なものとなっている。</p> <p>このような特殊性を有する首都圏新都市鉄道株の資本金について、資本割の課税標準からその一定割合を控除し、事業規模に見合った金額に調整することは、課税の公平性の観点から適切であり、政策達成の手段として有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>首都圏新都市鉄道株の資本金の特殊性を勘案して、引き続き、本措置によりその一定割合を資本割の課税標準から控除する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>首都圏新都市鉄道株の資本金については、外形標準課税の導入前から構成されていたものであり、これは現在においても何ら変わるものではなく、引き続きその一定割合を資本割の課税標準から控除することが必要不可欠である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成16年度税制改正要望（創設） 平成21年度税制改正要望（延長） 平成26年度税制改正要望（延長）</p>